

平成26年(㉟)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

債権者 荒川讓 外

債務者 九州電力株式会社

準備書面13

(債務者準備書面3に対する反論等)

平成26年10月21日

鹿児島地方裁判所民事第3部御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

外

第 1	はじめに .....	- 4 -
第 2	福島原発事故から学ぶべき教訓 .....	- 5 -
1	深刻な被害を前提とすべきこと .....	- 5 -
	(1) 莫大な放射性物質の放出 .....	- 5 -
	(2) 人命の被害や健康被害など .....	- 6 -
	(3) 長期の避難による深刻な生活破壊 .....	- 7 -
	(4) 莫大な経済的損害 .....	- 7 -
	(5) ぎりぎり回避された「東日本壊滅」 .....	- 7 -
2	原発の安全性及び安全審査に対する信頼（安全神話）の崩壊 .....	- 8 -
	(1) 原発の安全性に対する信頼（安全神話）の崩壊 .....	- 8 -
	(2) 安全審査に対する信頼の崩壊 .....	- 9 -
3	福島原発事故の教訓 .....	- 11 -
	(1) 「人災」としての福島原発事故 .....	- 11 -
	(2) 「万が一にも」再び「人災」を繰り返さないために .....	- 11 -
4	従来の司法審査の問題点と課題 .....	- 12 -
	(1) 福島原発事故後司法にむけられた強い批判 .....	- 12 -
	(2) 司法関係者による反省 .....	- 13 -
5	小括 .....	- 15 -
第 3	大飯判決とドイツ原発訴訟における考え方との類似性 .....	- 15 -
1	ドイツ原発訴訟における考え方 .....	- 15 -
2	科学の不確実性 .....	- 17 -
3	大飯判決の考え方との類似性 .....	- 19 -
第 4	債務者準備書面 3 第 2 章に対する再反論 .....	- 20 -
1	はじめに .....	- 20 -
2	第 1 「人格権侵害に基づく差止請求の要件としての『具体的危険性』 に対する再反論 .....	- 21 -

(1) 債務者の主張.....	- 22 -
(2) 切迫性の要件を求めるべきではないこと .....	- 22 -
(3) 抽象的危険への論理のすり替え .....	- 23 -
(4) 論理的ないし抽象的な次元で事実認定を行ったものではなく、具体的で切迫した危険を認定していること .....	- 24 -
(5) これまでの多くの裁判例の不当性.....	- 25 -
(6) 債務者は原発の運転者としての資質を欠いていること .....	- 26 -
3 第2『『具体的危険』の判断における科学的、専門技術的知見の必要性』に対する再反論 .....	- 26 -
(1) 債務者の主張.....	- 27 -
(2) 科学的、専門技術的知見を踏まえる意味 .....	- 27 -
(3) 伊方最判における科学的、専門技術的裁量の意味.....	- 27 -
(4) 民事訴訟と行政訴訟との違いについて.....	- 28 -
(5) 福島原発事故によって得られた知見 .....	- 28 -
(6) 新たな安全神話を作ってはならないこと .....	- 29 -
4 第3『『具体的危険性』の判断に関する福井地裁判決の誤り』に対する再反論 .....	- 29 -
(1) 債務者の主張.....	- 29 -
(2) 「①特定の見解を直接の理由とする事実認定」に対する再反論 .....	- 30 -
(3) 「②失敗することを当然の前提とする事実認定」に対する再反論.....	- 31 -
(4) 「③人格権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていない」に対する再反論 .....	- 32 -
第5 結語 .....	- 33 -

## 第1 はじめに

債務者は、平成26年9月8日付準備書面3（以下「債務者準備書面3」という。）において、本件仮処分において、債権者らが主張する大飯判決の判断が前提とされるべきとの主張に対して、大飯判決の問題点等を挙げて反論を試みている。

しかし、債務者の主張は、人格権に基づく侵害に対する差止請求の判断枠組みを極めて限定的かつ硬直的にしか捉えようとししないものであって、福島原発事故以前の原発訴訟において電力会社が繰り返してきた、安全神話に寄りかかった主張を繰り返しているに過ぎない。そこには、福島原発事故の深刻な被害や多くの犠牲を踏まえて我々が汲み取らなければならない教訓は全く触れられておらず、事故を経た現在となつては、まったくもって非現実的・非常識な法解釈と言わざるを得ない。

また、大飯判決(甲10)の事実認定の誤り等に関する債務者の主張も、福島原発事故の最も重要な教訓の一つである科学の限界・不確実性（大飯判決が指摘する<sup>1</sup>とおり、特に地震科学においてはこの問題が顕著である）を無視し、わずかな判断材料のみで、何らの根拠もなく原発が安全であるとするもので、債務者の主張こそ非科学的・非常識なものと言わざるを得ない。

本準備書面では、本件仮処分の審理に当たって前提とされるべき、福島原発事故から学ぶべき教訓（第2）及び科学の不確実性を直視した大飯判決の正当性（第3）について述べたうえで、債務者準備書面3・第2章記載の判断枠組み及び事実認定の点（第4）について反論を行う。

---

<sup>1</sup>「しかるに、我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるを得ない。…大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」と述べている（大飯判決(甲10)44、45頁）。

## 第2 福島原発事故から学ぶべき教訓

### 1 深刻な被害を前提とすべきこと

福島原発事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）において昭和61年（1986年）のチェルノブイリ原発事故と同じレベル7（深刻な事故）と評価される最悪の事故であり、同事故のもたらした深刻で回復不可能な被害は、およそ筆舌に尽くしがたい。大飯判決は、何よりもまず冒頭で「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利<sup>2</sup>が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」（甲10・40頁）と指摘し、その深刻な被害を司法判断の出発点としている点で極めて正当であるが、本件仮処分においても、何よりもまず、福島原発事故の被害（人権侵害）の大きさを直視し、このような被害が再び起こりかねない施設に関する審理であるという点を踏まえる必要がある。

被害が広範かつ深刻なこと、極めて長期にわたり被害が継続・拡大すること、被害回復が極めて困難で、何人といえども事後的には責任をとり得ないことは、他の災害にはない原発事故の特質である。

以下、簡単に福島原発事故の被害の実態及び特徴を述べる。

#### (1) 莫大な放射性物質の放出

福島原発事故により、広島型原爆の約153発分に相当する大量の放射性物質が撒き散らされ、約1800平方キロメートル（福島県全体の面積の約13%）に相当する土地が、従来の法律では一般人の立ち入れない放射線管

---

<sup>2</sup>人格権の中でも根源的な部分をなす生命を守り生活を維持する利益のこと。

理区域に相当する積算線量（年間5ミリシーベルト以上）となった。河川、海洋の汚染については計測することすらできていない。長期にわたり住民の健康や農水産物を含む生物に影響を与える放射性物質がこれほど大量にまき散らされる事態は、通常自然災害や核戦争以外の通常兵器による戦争ですら生じない。

## (2) 人命の被害や健康被害など

福島県内の被災地では、原発事故がなければ救助等が行え、死なずにすんだ被災者数が相当数出たとされている<sup>3</sup>。

また、困難な避難生活の中で肉体・精神的疲労が原因で亡くなったり自殺に追い込まれたりした「震災関連死」が後を絶たず、福島県では震災・津波による「直接死」を上回り<sup>4</sup>、現在もそのような状況が続いている。

さらに福島県は、平成26年8月、「事故当時18歳以下だった福島県民30万人を対象に実施した甲状腺検査結果で甲状腺がんと判定された者は57人、疑いを含めると104人」と発表しており<sup>5</sup>、子どもを中心とした健康被害への不安が広がっている。被曝した被災者たちは今後も長期にわたり健康被害の不安を抱えた生活を強いられることになる。

---

<sup>3</sup>たとえば、福島県浪江町請戸地区では、津波で被災し救助を待っていた人が多数いたにもかかわらず、2011年3月12日早朝に避難命令が出されたため、その救助を断念せざるを得なくなった。また、福島県大熊町の双葉病院をはじめ、入院中の患者や介護施設の入所者が、避難のための移送による負担や環境の変化により死亡した。国会事故調によれば、福島第一原発から20キロ圏内の7つの病院及び介護老人保健施設で平成23年3月末までの死者数が少なくとも60人とされている（国会事故調報告書(甲1)358頁、大飯判決(甲10)38頁）。

<sup>4</sup>平成26年3月時点の岩手、宮城、福島の被災3県の震災関連死者2973人中、福島県民は最多の1660人で、津波や地震による「直接死」の1607人を上回り、避難指示区域の住民の震災関連死がそのうちの8割を超えるとされている（2014年3月7日付朝日新聞デジタル記事）。

<sup>5</sup>2014年8月24日付朝日新聞デジタル記事。

### (3) 長期の避難による深刻な生活破壊

事故直後には避難区域から15万人が避難し、事故から3年半近くが経過した平成26年9月の時点でも、避難指示区域からの約10万人を含めて、約12万7000人の福島県民が困難な避難生活を余儀なくされている。家族の分断、地域コミュニティの破壊など、深刻な被害が続いている。

### (4) 莫大な経済的損害

福島原発事故は、地域や国全体に莫大な経済的損害をもたらした。

事故対応や除染作業に多くの予算が使われたばかりでなく、農水産物の出荷制限指示、健康被害に対する懸念を理由とした買い控え・買ったときでも生産者に大きな損害が生じ、影響は食品加工業や観光業などの産業にまで及んでいる。

これらの被害額（被害者への補償費用含む）は政府や東京電力のデータによっても11兆1600億円余りと推計され<sup>6</sup>、しかも事故後期間が経過するにしたがってこの推計額は著しく増大している<sup>7</sup>。

### (5) ぎりぎりで回避された「東日本壊滅」

福島原発事故は、実際に起こった被害だけでも甚大であるが、それだけではすまなかった危険性も十分に存在した。このことは、最近開示された、事故当時の福島第一原発所長である吉田昌郎氏の政府事故調に対する供述を記録した「吉田調書」で明らかにされた。

同調書で吉田氏は、同発電所2号機の原子炉水位が低下し危機的状況とな

---

<sup>6</sup>この金額には、除染で出た土の最終処分費用や、事故対応のためにかかった公務員の人件費などは含まれず、40年続くとされる廃炉費用や、住民などに対する賠償も増えることは確実とされる（2014年3月11日付けNHKニュースウェブ）。

<sup>7</sup>政府の委員会が平成23年12月に行った推計では、損害額は5兆8000億円とされていた。それからわずか2年あまりで、損害の推計額がほぼ倍増している。

った事故発生4日目の平成26年3月14日夜の印象を「われわれのイメージは東日本壊滅ですよ。完全に燃料露出しているにもかかわらず、減圧もできない、水も入らないという状態で、私は本当にここだけは一番思い出したくないところです。ここで何回目かに死んだと、ここで本当に死んだと思うたんです」（2011年8月9日聴取記録（6）50頁。傍点引用者。以下同じ。）と述べている。吉田氏に事故後5か月近くが経った時点でも「思い出したくない」というほどの戦慄を与えた「東日本壊滅」の危険性が、現実にはそこにあったのである。

このことは、首都圏を含む半径250キロメートル圏が避難区域となると想定した近藤駿介原子力委員会委員長（当時）の「最悪のシナリオ」と並んで、いかに原発事故が深刻な事態を引き起こし得るかを示す重要な事実である。

## 2 原発の安全性及び安全審査に対する信頼（安全神話）の崩壊

これまでの原発訴訟は、原発の安全性及び安全審査に対する信頼（安全神話）に寄りかかっていた<sup>8</sup>。

しかし、以下に述べるように、福島原発事故により安全神話は崩壊した。安全神話に安座した司法判断を下すことは許されない。

### (1) 原発の安全性に対する信頼（安全神話）の崩壊

福島原発事故の前に様々なメディアを通じて流布された「原子力は安全で

---

<sup>8</sup>元最高裁判事でもある行政法学者の藤田宙靖氏は、「裁判所も、私も含めた国民一般と同様、基本的には、いわゆる『原発安全神話』の中にいたのだと思います。原告はわずかな技術的な問題を針小棒大に騒ぎ立てているのではないかと、思った裁判官も少なくなかったのではないのでしょうか。だとすれば、裁判所は原発の安全性についての実体的判断をするのではなく、行政の判断手続きに問題があるかないかを審査すればいいのだ、という伊方最高裁判決の審査方式で足りると考えたとしても不思議はありません」と指摘する（磯村健太郎ほか「原発と裁判官なぜ司法は『メルトダウン』を許したのか」（朝日新聞出版 2013年）195、196頁）。

す」という言葉に象徴されるように、事故前は、日本の原発の安全性が強調され、安全神話がつくりあげられた。原発では絶対に事故が起こらないというゼロリスク論が、原子力推進側において唱えられていたのである。地震時には外部電源が失われ非常用も含めた全電源喪失事故につながりうることは同事故前から指摘されていたが、こうした危険性は「抽象的なこと」<sup>9</sup>として切り捨てられ十分な対策もとられないまま、同事故が引き起こされた。

しかし、福島原発事故後は、誰も「原子力は安全です」とはいえなくなり、原発安全神話は完全に崩壊した。

田中俊一原子力規制委員長が、平成26年7月16日、川内原発の安全審査について記者会見した際、「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」と発言したことは<sup>10</sup>、このことを象徴している。そればかりか、大飯判決に対して、「ゼロリスクを求めることは非常識、非科学的だ」と、従前自らが唱えてきたゼロリスク論を批判しているのである。

## (2) 安全審査に対する信頼の崩壊

福島原発事故は、原子力行政による安全審査に対する信頼も、根底から覆した。安全設計審査指針が、福島原発事故の直接の原因となった長時間の全交流電源喪失事故を事実上考慮しなくてよいとしていたこと<sup>11</sup>、津波に關す

---

<sup>9</sup>班目春樹原子力安全委員会委員長の平成19年2月16日浜岡原発運転差止訴訟での証言。同証言で、班目氏は「非常用ディーゼル2個の破断も考えましょう、こう考えましょうと言っていると、設計ができなくなっちゃうんですよ」「ちょっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れません」「我々、ある意味では非常に謙虚です。聞く耳を持っております」「ただ、あれも起こって、これも起こって、これも起こって、だから地震だったら大変なことになるんだという、抽象的なことを言われた場合には、お答えのしようがありません」と語っている。

<sup>10</sup>2014年7月16日付共同通信。

<sup>11</sup>原子力安全委員会が平成5年にこのような立場をとる際に、その理由を事業者に作文させるほどの癒着ぶりだったことが、国会事故調によって指摘されている（国会事故調報告書(甲1)11頁）。

る基準が不十分であったこと、シビアアクシデント対策を電力会社任せにしていたことなど様々な審査基準の欠陥が、同事故を引き起こしたからであるが、その他にも、巨大地震の場合にはいくつもの故障が重なることが当然予想されるのに、そうした考慮が十分なされていなかった（「単一故障指針」の限界）ことも、強く批判された。

何よりも、これほど様々な問題を抱えていながら、安全神話を電力会社と一緒に作り上げ、国民からの危険性の指摘には耳を貸そうとしなかった行政の姿勢そのものが、多くの国民から強い不信を招いた。

事故当時原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏は、国会事故調の調査<sup>12</sup>において、「安全指針類にいろいろな意味で瑕疵があった」「国際的にどんどん、どんどん安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言い訳作りばかりをやっていて、真面目に対応してなかったんじゃないか」「ある意味では、30年前の技術かなんかで安全審査が行われてるといふ実情があ」と述べて、安全審査が「原子力災害を万が一にも起こしてはならない」といふ姿勢とはほど遠いものだったことを証言し、謝罪した。

国会事故調（甲1）も、報告書において、「関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であった」「規制当局の、推進官庁、事業者からの独立性は形骸化しており、その能力においても専門性においても、また安全への徹底的なこだわりという点においても、国民の安全を守るには程遠いレベルだった」と指摘し、原子力行政の根本的見直しが必要であると指摘した<sup>13</sup>。

---

<sup>12</sup>平成24年2月15日東京電力福島原子力発電所事故調査委員会第4回委員会にて。

<sup>13</sup>国会事故調報告書（甲1）16、17頁。同報告書は、上記の引用箇所の直前で「規制当局は原

### 3 福島原発事故の教訓

#### (1) 「人災」としての福島原発事故

福島第一原発では、建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことや、その場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性をもつことが、繰り返し指摘されていた<sup>14</sup>。しかし、そうした指摘は安全性の向上に生かされることなく、「抽象的なこと」として無視されてきた。

その原因は、東京電力の安全軽視・経済性優先の姿勢にあると同時に、そうした電力会社を規制できない原子力行政の根本的欠陥にあった。

国会事故調は、そのことを次のように指摘した。

「当委員会は、本事故の根源的原因は歴代の規制当局と東電との関係について、『規制する立場とされる立場が『逆転関係』となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊が起きた点に求められる。」と認識する。何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、今回の事故は『自然災害』ではなくあきらかに『人災』である。」と（甲1・7頁）。

#### (2) 「万が一にも」再び「人災」を繰り返さないために

これまでに「人災」と指摘された災害はいくつもあるが、福島原発事故ほど広範かつ深刻で回復不可能な被害をもたらした「人災」はない。このような「人災」を「万が一にも」再び繰り返してはならないことは、誰の目にも明らかである。

そのためには、国会事故調が指摘した「規制する立場とされる立場が『逆

---

子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた、とも指摘している。

<sup>14</sup>国会事故調も、平成18年には福島第一原発が津波により全電源喪失や炉心損傷に至る危険があることについては保安院と東電の間で認識が共有されていたながら、保安院が東電の対応先延ばしを事実上黙認してきたことを指摘している（国会事故調報告書(甲1)11頁）。

転関係』となること」や「規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避」することがないよう、また、生じうる具体的危険が「抽象的なこと」として切り捨てられることがないよう、電力会社のみならず行政庁のあり方も含めた原発の安全性が厳しくチェックされ続けなければならない。そのための新たな仕組みが求められている。

#### 4 従来の司法審査の問題点と課題

##### (1) 福島原発事故後司法にむけられた強い批判

###### ア 福島原発事故前の司法の対応

本来司法も、国民の基本的人権の中核をなす生存権や人格権を守るため、原発の安全性についても、チェック機能を果たすことが求められていたといえる。

しかし残念ながら、福島原発事故前には司法はその機能を果たさず、ほとんどの原発訴訟において、裁判所は「専門的技術的裁量」の名の下に行政による安全審査の結果を追認するだけに終始していた。

その最大の原因は、裁判官自身が原発安全神話にどっぷりと浸かり、原発事故のもつ莫大な危険と「事故は起こる」「機械は故障する」「人間は過ちを犯す」という当然の経験則に目をつむってきたことにある。こうして司法は、数少ない例外を除いて、原発の危険性を指摘する住民に対して高度の具体的危険性の証明を要求する一方で、行政の行う安全審査の結果はほぼ無批判に受け入れるという、原発の安全審査に対するきわめて消極的・受動的な態度をとり続け、結果として福島原発事故という未曾有の人災による深刻な人権侵害を防げなかったのである。

###### イ 福島原発事故を許した司法への強い批判

そのため、福島原発事故後、電力会社や行政のみならず司法に対しても厳しい批判がむけられることとなった。

たとえば、千葉大学名誉教授の新藤宗幸氏は、「福島第一原発の大事故以来、いわゆる“原子カムラ”の住人たる東京電力をはじめとする電力会社、原子力安全・保安院、原子力委員会、原子力安全委員会、…の責任がきびしく問われている。だが、住民らの訴訟をことごとくといってよいほど退けてきた司法・裁判官の責任も、きわめて重いといわねばなるまい。司法・裁判官は“原子カムラ”の存立に、司法の名をもってお墨付きを与えてきたのだ」と指摘する<sup>15</sup>。

また、元最高裁判事でもある弁護士の滝井繁男氏は、次のように指摘している。「確かに、現在、科学技術を利用した様々な装置、施設が絶対的安全性の審査を経ているわけではない。ただ、原子炉については、一旦事故が起これば、それがもたらす被害の大きさを考えたとき、利用によって得られる利益を過大に評価する余り、安全性の評価が軽視されていなかったか。…相対的安全性という名のもとに、原発を推進する必要性に目を奪われて危険性を軽視していたのではないか。それを司法も看過したのではないか、徹底的な検証が必要である。」<sup>16</sup>

## (2) 司法関係者による反省

こうした厳しい批判を受けて、元裁判官や現役裁判官からも反省の声があったのも当然である。

### ア 原発訴訟に関与した裁判官らの反省

---

<sup>15</sup>新藤宗幸「司法よ！おまえにも罪がある-原発訴訟と官僚裁判官」（講談社 2012年）32頁

<sup>16</sup>斎藤浩編「原発の安全と行政・司法・学会の責任」（法律文化社 2013年）6、7頁

磯村健太郎ほか「原発と裁判官 司法はなぜ『メルトダウン』を許したのか」(朝日新聞出版 2013年)では、過去に原発訴訟に関与した複数の裁判官から、反省の弁が語られている。たとえば、仙台地裁で女川原発1号機・2号機訴訟の裁判長をつとめた塚原朋一氏は、原発の危険性は「社会観念上無視しうる程度に小さい」と認定したことについて「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『何で住民はそんなことを恐れているんだ?』『気にするのはおかしいだろう』と思っていました。その程度だったらいいじゃないかと考え、『無視しうる程度』という表現に至ったのです」と述べている。

また、原発の運転差止の要件についても、よりゆるやかな判断となるとの考えを示す元裁判官もいる。東京高裁で福島第二原発3号機訴訟の裁判長をつとめた鬼頭季郎氏は「これまでは原告に『具体的・現実的危険』があることを立証するよう求められていたため、勝つことはなかなか難しかった。しかし今後は『具体的かつ想定可能な範囲の危険』があることを立証できればよいという、ゆるやかな基準になることも考えられます」と指摘する。同様に、大阪地裁で高浜原発2号機訴訟の裁判長をつとめた海保寛氏も、「福島の事故を見た後の原発訴訟では、これまで想定しにくかったこと、あるいは想定したくなかったことまで考えざるを得なくなるでしょう。それと同時に、差し止め請求の場合の『危険の切迫』という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した『具体的危険』という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていくと思います」と指摘している。これらはいずれも大飯判決と軌を一にする意見といえる。

## イ 司法研修所特別研究会にみられる反省の潮流

現役裁判官の中でも、福島原発事故を受けて、これまでの原発訴訟のあり方を反省する潮流は存在する。

最高裁司法研修所が平成24年1月に開催した原発訴訟（複雑困難訴訟）の特別研究会では、福島事故を受けた討論があった。報道によれば「原発訴訟について報告書を出した7人のうち5人が、これまでの訴訟の在り方について問題を提起したり、安全審査を進める具体的手法について意見を述べた。裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性については、ほかの参加者にも異論はなかった…ある裁判官は『放射能汚染の広がりや安全審査の想定事項など、福島原発事故を踏まえ、従来の判断枠組みを再検討する必要がある』と提案。安全性の審査・判断を大きく改めるべきだとの考えを示した。国、電力側の提出した証拠の妥当性をこれまで以上に厳しく検討する狙いとみられる」とされている。

## 5 まとめ

以上から明らかのように、大飯判決の判示は、福島原発事故の極めて深刻な被害を踏まえ、また同事故が明らかにした原発安全神話や安全審査に対する信頼の崩壊という事態を踏まえて生み出されたものである。同時にそれは、同事故後の裁判所に対する厳しい社会的批判や裁判所内外に生じたこれまでの原発訴訟のあり方に対する真摯な反省の潮流にも根ざし、時代の要請に応じて新しい判断枠組みを打ち出した、勇気ある判決だったともいえる。

これに対して、債務者の主張は、従来の原発訴訟のあり方に逆戻りするよう求めるものに他ならず、歴史に逆行するものといわざるを得ない。本件仮処分においても、この福島原発事故の被害の大きさ、そしてそこから学び取るべき教訓を十分に踏まえた判断がなされる必要があることを、まずは確認する。

## 第3 大飯判決とドイツ原発訴訟における考え方との類似性

### 1 ドイツ原発訴訟における考え方

ドイツでは、原子力に関する訴訟において司法が継続して積極的な判断を行

ってきた。

ドイツにおける原発の安全性審査に関する重要な判例の一つに、カルカー高速増殖炉決定（連邦行政裁判所1978年8月8日BVerfGE49.89.）がある。

この決定において、地震のように十分な経験則が存在しない場合には、損害発生の可能性についての予測は、シミュレーションによるものしか行い得ないとしたうえで、「こうした種類の経験則は、たとえ自然科学上の法則にまで高められた場合であっても、人間の経験が未了である限り、常に近時の知識に過ぎず、絶対に確実なものではあり得ない。それは新たな経験によって修正されるものであり、最先端の水準によっても反駁され得ない誤謬を含み得る」と、特に地震のような分野においては、科学が不確実なものである、ということを手直に認めた。

次いで、ヴィール原発判決（連邦行政裁判所1985年12月19日BVerfGE72.300.）では、カルカー決定を踏まえつつ、「損害発生 of 蓋然性を考察する際には、技術的な経験だけに頼るのではなく、不確実性や知識の欠如にもかかわらずリスクを十分に排除するため、単なる観念的な考察や計算に基づく保護措置をも考察対象としなければならない」と判示されている。そして、「リスクの調査及び評価における不確実性は、そこから生ずる疑念の程度に応じて、十分に保守的な考察によって対応しなければならない。その場合、行政庁は、『通説』に依拠するのではなく、代替可能な全ての学問上の見解を考察の対象としなければならない」として、行政庁自身が、特定の見解のみに依拠するのではなく、例えば活断層の存在を指摘する学説や地震規模の大きさについて行政庁が採用する見解と異なる見解が存在する場合には、それを保守的に考察し、十分な合理性のある理由によって排除しなければならない、という判断枠組みを示した。

そして、ドイツ連邦行政裁判所は、1998年に、70億マルクを投じて完

成していたミュルハイム＝ケアリッヒ原発について、「国が安全審査において過去の地震のリスクを適切に評価していない」とする下級審裁判所の判断を是認し、同炉の廃炉を決定した（第三次訴訟）（連邦行政裁判所 B V e r w G E 1 0 6 . 1 1 5 . ）。

同判決は、行政が行うべき調査・審理の程度について、次のように述べる。

「たしかに行政は調査を行ったが、調査結果である地震強度は不確定な幅を有するものであった。さらに、地震強度と表面最大加速度との関係においても不確定な幅がある。にもかかわらず、行政はこれら不確実性をどのように処理したのかを不明にして、地震強度及び表面最大加速度の確定に至った。行政は自己の安全性判断を正当化しなければならず、そのためにデータが示され、かつ評価されなければならない。しかし、当該事例ではこの過程を追うことはできない。ここに調査欠落がある。」と（赤間聡『行政の判断過程における過誤欠落に関する一考察 - ヴィール判決以降、第一、第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決及びもんじゅ判決を題材に - 』2013年54頁）。

地下の地盤が比較的安定し、日本よりはるかに地震によるリスクが小さいドイツで、地震を理由に原発の運転が止められた、という事実を、地震大国日本に住む我々は重く受け止める必要がある。我が国の安全審査で見られたように、理由が示されなかったり、割り切るしかないなどとしてある見解を退けたりするならば、まさに恣意的な判断として認可取消しの対象となる（以上、甲78、日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書28頁乃至36頁を参照）。

## 2 科学の不確実性

ドイツにおける司法判断の前提となっているのは、科学には不確実な部分が存在するということである。複雑な問題やデータが不足している問題、研究途上の問題等の場合には、専門家の意見は常に一致するとは限らず、ある時点に

おける多数的見解が、将来覆ることもしばしば起こる。

例えば、米国連邦司法センターが司法関係者に向けて書いた科学的証拠に関する手引き<sup>17</sup>のうち、「科学の仕組み」と題する章においては、「科学的」であるとは何か、という問いに向かい合わざるを得ない裁判官に対し、科学という営みについて解説している。これによれば、「価値にとらわれない裸の眼でありのままの自然を観察する」という点に対して、「何が観察に値し、何が値しないのか選択することについて、何らかの理由付けを抜きにして、自然を観察することは不可能である」とされており、科学にはそもそも価値判断が含まれていることを指摘する。これを踏まえて、日本でも「自然科学は、けっして人間や人間社会から切り離された、中立の道具などではなく、「善かれ悪しかれ、その時代その社会の基本的なものの考え方、底流となっている前提と結ばれている」と指摘されている（村上陽一郎『新しい科学論』講談社 1979年）。つまり、どんなに客観的に見える科学的、専門技術的判断も、一定の価値判断を含んだものであり、だからこそ、ドイツにおいては、どちらか一方みの見解に依拠して他の見解を恣意的に排斥してはならない、とされているのである。

このように、科学の専門的知識に高度な不確実性が内在する場合、安全性の判断に当たって、確率が低いとされている事象を考慮するか、考慮するとしてもどの程度考慮するかといった問いは、科学の専門家だけでは決着することができない。

こうした領域に属する問題では、対立する見解を慎重に吟味しつつも、社会的、司法的な観点から判断を行う必要がある。原発については、福島原発のように、一たび事故が現実化した場合には、その被害があまりにも甚大であることから、そのような事故が万が一にも起きないように判断枠組みが構築されな

---

<sup>17</sup>Reference Manual on Scientific Evidence

ければならないのである。

そうであるにもかかわらず、従来の司法は、原発の安全性判断を、科学的、専門技術的判断の専決事項であるかのように扱い、科学の専門家の中での支配的見解を「科学的に正しいと思われる説」としてそれに依拠し、その見解と異なる見解は、一定の合理性があっても、「抽象的危険に過ぎない」、「危険性の立証が尽くされていない」等として排除してきた。

例えば、浜岡一審判決（静岡地裁平成19年10月26日判決）は、「想定東海地震を超える地震動が発生するリスクは依然として存在する」と原告の立証を認めながらも、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」と判断した。これはまさに行政による恣意的な判断があったことを認めたものであり、そうであるにもかかわらず日本の裁判では、そのことが無視され続けてきたのである。

福島原発事故は、司法が「支配的な見解ではない」として看過・黙殺してきた見解、事故シナリオが現実になったものであり、安全神話が崩壊した今、司法は、安易に行政庁の専門技術的裁量を認めることは許されず、深刻な原子力災害を二度と起こさせないという視点から、行政の判断に対して、法的な見地から厳格な判断を行うべきである（以上、甲78、日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書51頁乃至56頁を参照）。

### 3 大飯判決の考え方との類似性

大飯判決は、このような地震学の限界、科学の不確実性を正面から認めている点で、ドイツ原発訴訟における考え方と非常に類似している。大飯判決は、日本においては過去にない、新しい判決として受け止められたが、ドイツでは、20世紀の末には、すでに同様の考え方が確立し、原発を廃炉にした判決が出ている。世界的に見れば、科学の不確実性を頑なに認めようとしなかった従来の日本の裁判例の方があまりにも異常だったものであり、それは日本における安

全設計そのものが安全神話によって作り上げられた砂上の楼閣だったからに他ならない。このことを端的に指摘した次の文章を引用しておく。

「けっきょく、多くの裁判官は、童話『裸の王様』の、王様が裸だと知りながら宮廷のお偉方の言うことに逆らってまで裸だとは言えなかった、気弱な大人たちのような存在だったといえるのかもしれない。それに対し、勇気をもって『王様は裸だ』といい、住民の生命と安全を守るために、安全に関する市民と世界の常識に立ち返って判断したのが、今回の福井地裁判決なのだ」（甲 79、島田広『動かすな、原発。 - 大飯原発地裁判決からの出発 - 』岩波ブックレットNo. 912 22頁）

大飯判決は、科学の不確実性を最も適切に捉えているという点、そして、危険な施設であればその危険の程度に応じてより高度な安全性が求められる、という反比例原則を前提としている点において、極めて常識的な判決であり、現在の日本国民の多くの常識的感覚、世界の常識的感覚に沿った判決なのである。

#### 第4 債務者準備書面3第2章に対する反論

##### 1 はじめに

第2及び第3で論じた前提を踏まえつつ、第4においては、債務者準備書面3第2章に対して反論を行っていく。

債務者は、大飯判決について、①「具体的な危険性」という用語を用いつつも、危険性が「万が一でもあるのか」との判断基準により、実質的には危険性の有無を抽象的な次元で判断しており、抽象的なレベルにおいて人格権侵害の危険性が少しでもあれば一切原子力発電所の建設及び運転は許されないとの判断基準にはかならない（債務者準備書面3の7～8頁）、また、②科学的、専門技術的知見の存在や内容を見無視した事実認定及び経験則に反する認定が

されている（債務者準備書面3の8頁）という、2つの点において批判している。

しかしながら、①大飯判決は、従来の裁判例も踏まえつつ、原発が内在する危険性及びそれによる被害（人権侵害）の凄まじさが現実のものとなった福島原発事故後において、原発事故による多数かつ甚大な人格権侵害を未然に防止するという司法の基本的な役割から実効的な判断枠組みを示したものであって、裁判の目的である正義・公平に照らして十分な正当性を有する。債務者はこのような本質を無視して形式的・硬直的な反論に終始しているのものであって、その反論は非現実的で、極めて不合理であることは明白である。

また、②大飯判決は、決して科学的、専門技術的な知見の存在や内容を無視したものでも、経験則に反した認定をしたものでもなく、むしろ、福島原発事故によって得られた最も重要な知見の一つである「現在の地震学において地震の規模や影響を予知することには限界がある」という現在の科学技術水準での知見を活かしつつ、いたずらに科学論争・専門技術論争の迷路に陥ることなく、人格権侵害の未然防止という司法の基本的な立場に立脚してなされた判決であり、債務者は、このような司法的観点を無視して科学に盲従しようという姿勢こそ、福島原発事故の悲劇を生んだ根本原因であることを見落としている。

なお、大飯判決は、「（大飯原発では）基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じうるというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」（甲10・59頁）と述べており、具体的な当てはめにおいては、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険を認定したうえで差止めを認めていることを念頭に置く必要がある。

そのうえで、以下、債務者の主張に沿って再反論を行う。

## 2 第1「人格権侵害に基づく差止請求の要件としての『具体的危険性』」に対す

## る反論

### (1) 債務者の主張

債務者は、人格権を定めた明文の規定がなく、その要件及び効果が明らかでないことを唯一の根拠として、人格権侵害を理由とする差止請求権の法的解釈は厳格であるべきと主張する。

そして、具体的に、①被害の危険が切迫していること、②回復し難い重大な損害が生じることが明らかであること、③相手の被る不利益よりもはるかに大きいこと、④他に代替手段がなく、差止めが唯一の最終手段であることが必要であると述べる（債務者準備書面3の4頁）。

### (2) 切迫性の要件を求めるべきではないこと

しかしながら、こと原発の差止めに関して、人格権侵害に基づく差止めの要件をこのように厳格に解することは、原発事故の特殊性、その被害の甚大性を全く無視した議論であり、正義に反するし、伊方最高裁判決に照らしても相容れないものである。

伊方最高裁判決は、原発事故の特殊性、事故被害の甚大性を前提として、原子炉等規制法等による法規制の趣旨を、原発による災害が「万が一にも起こらないようにするため」と述べている。ところが、仮に、原発の差止請求において、債務者が主張するように「危険が切迫していること」を要件とするならば、伊方最高裁判決のいう原子炉による災害が「万が一にも起こらないようにする」ことは全く期待できなくなる。なぜならば、原発は、地震など、予測不能な突発的な原因によって、数時間乃至数日間という極めて短時間の間に制御不能となり、放射性物質が拡散されることになるため、いざ地震等により事故が起こり、債務者による管理統制が不能となった段階では、法的手段等によってこれを差し止めてみても無意味なのである。そして、予知が著しく困難な現在の地震学を前提とする限り、地震が起こる前の段階で

は、切迫性の要件を厳格に求めれば、それを立証することは不可能となり、差し止めが認められないこととなってしまう。このような結論が、福島原発事故の人格権侵害のすさまじさを目の当たりにした現在、到底受け入れられないことは明らかである。

債務者は、危険の切迫性という要件に関し、「他の要件の前提となる重要なものであるが、不確定な将来的予測に基づいて相手方である事業者の権利を阻害する可能性もあるため、単に被害を受ける抽象的な危険が存在するだけでは足りず、人格権の侵害による被害の『具体的危険』が必要となる」と述べている。

ここで注意しなければならないのは、原発の運転は、本来的に他の科学技術とは比較にならないほど高度な危険を伴うものであり、それゆえ、法は原発の設置・運転について厳格な許可制を採用しているのであり、原発を運転することによる事業者の権利は、福島原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こらない、という前提のもとに初めて成り立ちうる極めて限定されたものである、という点である。したがって、事業者の権利が阻害される可能性があることをもって厳格な要件を課すことは妥当ではない。

事故が起こった場合の被害が大きいものほど、高度な安全性が要求される、というのは社会通念上・経験則上も当然のことであり、このような視点を無視して、一律に具体的危険の高度の蓋然性や切迫性を要求することこそ、社会通念や経験則を無視した考えであり、到底受け入れられるべきではない。

### (3) 抽象的危険への論理のすり替え

債務者は、原子炉等規制法の枠組みについて、「原子力発電に一定の危険が内在することは前提として、そのような危険が具体的なものとして顕在化しないよう管理統制していくことが念頭に置かれたものである」と述べ、大飯判決について、「仮に論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が少しでもあ

れば原子力発電所の建設及び運転は一切許されないというのであれば、それは、…（略）…原子炉等規制法の枠組みを否定することになる」と述べる（準備書面3の6頁）。

しかし、これは完全な論理のすり替えである。大飯判決も債権者らも、「原子力発電に一定の危険が内在することを前提として、そのような危険が具体的なものとして顕在化しないよう管理統制していくことが念頭に置かれたものである」ことまで否定して抽象的危険のレベルで判断すべきと述べているのではなく、「福島原発事故のような災害が起こる具体的危険」が万が一にもあるか否かを問題としている。

債務者は、認定すべき対象が何であるかの問題と、どの程度の事実が認められる場合に危険性を認定するのかという問題を混同している。認定すべき対象を、「具体的危険が万が一にも存するか否か」と設定したからといって、その事実認定が抽象的次元で行われることにはならないのである。

大飯判決も債権者らも、原発に内在する危険は余りにも大きく、取り返しのつかないものであることから、「危険が具体的なものとして顕在化しないよう」にするための「管理統制」が、万が一にも失敗することは許されないということ、そして、管理統制に不備があり、福島原発事故と同様の深刻な災害が起こる事態（これを具体的危険性と捉える）が万が一にも起こる場合には、原発の差止めが認められるべきである、という極めて常識的な主張をしているに過ぎない。

むしろ、債務者の主張こそ、伊方最判が示した「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法規制の枠組みを否定するものである。

#### (4) 論理的ないし抽象的な次元で事実認定を行ったものではなく、具体的で切迫した危険を認定していること

債務者は、大飯判決について、『具体的危険性』という用語を用いながら、

『万が一でもあるのか』との基準を定立することにより、実際には危険性の有無を抽象的にしか判断していない」と述べるが(債務者準備書面3の8頁)、大飯判決は、事実認定方法として、決して抽象的な判断をしていない。むしろ、「理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に…到来しているという事実を重視すべきは当然である」(甲10・50～51頁)との記述からも明かなとおり、現実に発生した事実を元に、「少なくとも、福島原発事故のような悲惨な事故をもう二度と起こしてはならない」という社会通念にしたがって事実を認定している。

また、大飯判決は、「福島原発事故のような深刻な災害が起こる具体的危険が万が一にもあるか」という規範を定立しながらも、実際には、第1で述べたように、「(大飯原発では) 基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じうるというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」(甲10・59頁)と述べており、具体的危険性及び切迫性を認定したうえで差止めを認めているのであって、この点でも債務者の主張は、大飯判決を正確に理解していないとの誹りを免れない。

#### (5) これまでの多くの裁判例の不当性

債務者は、自らの主張を正当化するものとして、福島原発事故以前になされた下級審判例を列挙する(債務者準備書面3の5頁)。

しかし、福島原発事故により、原発被害がいかに多くの生命・身体という人格権(特にその根幹部分)の侵害をもたらすものであるか、また、それが取り返しのつかないものであるかを我々は目の当たりにした。そして、福島原発事故は、これまでの司法判断が、行政及び電気事業者による原発稼働に基づく人権侵害を防止する機能・役割を果たしてこられなかったことをも示したのである。このような事実を踏まえれば、福島原発事故以前になされた

下級審判例によるべきでないことは明白というほかない。

#### (6) 債務者は原発の運転者としての資質を欠いていること

このような福島原発事故の被害、そして、伊方最高裁判決が示す炉規法等の趣旨が前提になっているからこそ、大飯判決は具体的危険が万が一にもある場合には差止めを認めると判示したのであり、このように考えなければ、人権侵害を未然に防ぐという司法の最も基本的かつ重要な役割を全うすることはできず、著しく正義に反する結果となる。

債務者の主張は、明文の規定がないという形式的な理由のみをもって原発差止の要件を不当に狭く解するものであり、妥当でないことは明らかであるし、債務者の主張は、福島原発事故が起こってもなおこのような主張を行うこと自体、万が一にも事故を起こしてはならない原発を運転しようとする者としての資質を欠いているというほかない。

債務者のいうように、福島原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こってはならない、という大飯判決（ひいては伊方最判）の骨子を否定することは、福島原発事故のような深刻な災害が、再び起こってもよい、という姿勢にほかならない。これは原子力規制委員長の「規制基準に適合したからといって安全とは言わない」という発言にも通底する。

そもそも、国や電力事業者側は、福島原発事故以前は、絶対に深刻な事故は起こらない、原発は安全だ、という、いわばゼロリスク論を繰り返してきた。そうであるにもかかわらず、福島原発事故が起こった途端、ゼロリスクは非科学的だ、と大飯判決を批判しだしたのである。福島原発事故後も、債務者がこのような姿勢を改めていない、ということは、それだけで原発を運転しようとする者としての資質を欠いているというべきである。

### 3 第2「『具体的危険』の判断における科学的、専門技術的知見の必要性」に対

## する反論

### (1) 債務者の主張

債務者は、伊方最判において、行政庁の科学的、専門技術的裁量を認めていることを前提として、民事訴訟においても原子炉施設の安全性が確保されているか否かという基本的な問題は共通していることを理由として、これを判断するにあたって、科学的、専門技術的知見を踏まえる必要があることは行政訴訟と異ならない、と主張している。

### (2) 科学的、専門技術的知見を踏まえる意味

債権者らも、原発の安全性を検討するにあたって、ある程度の科学的、専門技術的知見を踏まえる必要があること自体否定するものではない。しかし、それはあくまでも人権侵害を防止する、という司法判断に必要な範囲で考慮すべきものであり、司法判断が科学的、専門技術的な知見に盲従しなければならないことを意味しない。

債務者は、この点を曲解し、伊方最判の趣旨を、行政庁の科学的、専門技術的裁量を広く認めたものであるという理解に立ち、司法が科学（しかもそこでいう科学は、科学の不確実性などを考慮しない、特定の権威づけられた見解だけを指すにすぎない）に盲従しなければならないかのような主張をしているのであり、理解を誤ったものというほかない。

### (3) 伊方最判における科学的、専門技術的裁量の意味

伊方最判における科学的、専門技術的裁量の意味については、債権者ら準備書面5（大飯判決について）第2の3で詳述しており、繰り返して詳述することはしない（同書面7頁～10頁）。

ただ、伊方最判は、一般的な裁量とはその裁量が認められる事項・範囲が相当異なるものであることから、あえて「裁量」という言葉を使用していな

い、ということは重ねて指摘しておく。同判例が、債務者が指摘する「行政庁に十分な審査を行わせる」とした趣旨は、あくまでも原子炉等による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするためである。行政庁がどれほど審理を尽くそうとも、当該原子炉が、万が一の場合に深刻な災害の起こり得るようなものであれば、法の趣旨に照らし、司法がこれを差し止める、という判断を行わなければならないのである。

#### (4) 民事訴訟と行政訴訟との違いについて

この点についても、債権者ら準備書面5（大飯判決について）で詳述しており、債務者の反論は、債権者らの主張に対するものとしては甚だ不十分と言わざるを得ない。

債務者は、行政訴訟も民事訴訟も原子炉施設の安全性が確保されているか否かという基本的問題は共通していると主張するが、前期書面で記載したとおり、行政訴訟の審理の対象はあくまでも「行政処分の違法性」であって、原子炉施設の安全性が確保されているか否かが直接的な対象となっているわけではない。行政処分が違法かどうかを問題としているからこそ、行政処分にどの程度の裁量が認められているのかが問題となるのである。

これに対して、民事訴訟はまさに「原子炉施設が安全か否か」が審理の対象となるのであり、この違いは明確に意識されなければならない。債務者の主張は、行政訴訟においても原子炉施設の安全性が確保されているかが問題となっているとしている点で前提を誤ったものであり、適切な反論たり得ない。

#### (5) 福島原発事故によって得られた知見

債務者の主張は、そもそも伊方最判の趣旨を誤り、科学的、専門技術的判断に過度に寄りかかり、司法の役割を否定するに等しいものであって、受け

入れられるものではないが、大飯判決が科学的、専門技術的知見を踏まえていない、という点でも根本的な誤りがある。

すなわち、大飯判決は、福島原発事故によって得られた最も重要な科学的知見の一つである、「現在の地震学において、地震の規模や影響を予知することには限界がある」という知見を活かし、わずか10年の間に5回も基準地震動を上回る地震がサイトに到来しているという事実を重視したうえで、人格権侵害の未然防止という司法の基本的な立場に立脚してなされた判決であって、科学的、専門技術的知見を踏まえたものなのである。

#### (6) 新たな安全神話を作ってはならないこと

従来の裁判所は、債務者が主張するように、伊方最判について、行政庁に広範な裁量を認めたものと捉え、その判断に著しい過誤・欠落がない限りは、司法は積極的な判断に踏み込むべきではない、と判示したものであると誤解し、安全神話に寄りかかった判断を繰り返してきた。その結果、福島原発事故が起こった、という事実を、裁判所にはぜひ直視していただく必要がある。大飯判決のように、人格権侵害を防止する、という視点から、原発の危険性に真摯に向き合えば、本件において原子炉の安全性が確保されていないということは明らかであるし、債務者自身がそれを認めていることも明らかである。原子力を推進しようという人々が、再び安全神話を作り上げようとしている中で、司法がこれに寄りかかった判断を行わないよう、毅然とした判断を強く求める。

### 4 第3「『具体的危険性』の判断に関する福井地裁判決の誤り」に対する反論

#### (1) 債務者の主張

債務者は、大飯判決の事実摘示ないし事実認定の多くに事実誤認ないし経験則違背がある、として、①特定の見解を直接の理由とする事実認定、②失

敗することを当然の前提とする事実認定、及び、③人格権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていない、という3つの点を挙げている（準備書面3の10頁）。

## (2) 「①特定の見解を直接の理由とする事実認定」に対する再反論

債務者は、いくつかの例を挙げながら、大飯判決が、「その端々において、科学的、専門技術的知見に基づく予測や危険を制御する技術は完璧でない、との見解を直接の理由として事実認定をしている」とか、「科学的、専門技術的知見の有効性を否定し、将来予測や科学技術による危険の管理統制は不可能であるとの見解を直接の根拠とし」ているなどと指摘して、特定の見解を直接的な根拠として判断することは主観に基づく判断にほかならず、個々の事実を証拠に基づいて認定する裁判所の判断を逸脱する、などと批判する（債務者準備書面3の8頁及び9頁）。

しかしながら、そもそも特定の見解を根拠としない判断などあり得ず、これを根拠として判断することは主観に基づく判断だ、というのであれば、あらゆる判断が主観に基づくものと言わざるを得なくなってしまう、という意味において、不適切を通り越して意味不明である。

むしろ、従来の安全審査、司法判断こそ、一部の権威ある科学者、専門技術者が唱える特定の見解のみを根拠としてその余の見解を「抽象的に過ぎない」と切り捨てて判断してきたのである。その結果が福島原発事故を招いた、ということ、肝に銘ずべきである。前述のとおり、ドイツでは、行政側において、有効な見解を排除する場合に、合理的な根拠が示せない場合には、十分な調査審議が行われなかったとして設置許可処分を取消しを認めている。これを本件に置き換えれば、福島原発事故によって得られた「地震学には限界がある」という見解を合理的な根拠に基づいて否定できない限り（単に「科学的ではない」などということだけでは、当然ながら不十分である）、

原発の安全性が否定される、ということになる。このような判断は、決して科学的、専門技術的な知見の有効性を否定しているものではなく、むしろ科学の不確実性をありのままに捉えた真に科学的な判断というべきである。債務者の主張こそ、単に科学的、専門技術的な知見を絶対視する、主観に基づく主張である。

### (3) 「②失敗することを当然の前提とする事実認定」に対する再反論

次に、債務者は、蓋然性を検討することなく、失敗することを当然の前提とした事実認定が散見される、と批判する。

しかしながら、この批判も大飯判決の論理構造を理解していない的外れな批判に過ぎない。

すなわち、大飯判決は、福島原発事故のような災害が起こる具体的な危険が万が一にもあれば、差止めが認められる、という前提に立っており、そもそも前提として危険の蓋然性までは要求しない論理構造となっている（もともと、当てはめにおいては「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」を認定している（甲10・59頁）から、蓋然性を検討していない、という債務者の主張はその意味でも誤っている）。

債務者は、補助給水設備の限界に関する記述（甲10・56頁）について、「何の理由もなく①ないし③のいずれかが失敗することが前提とされているが、かかる失敗が生じる蓋然性については何らの言及もされていない」と批判するが、大飯判決は、新潟中越沖地震の例など証拠を踏まえて、「地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられることである」と述べており（甲10・49頁及び50頁）、理由を明記している。

そして、大飯判決は、これらの「いずれかが一つが失敗」する事態が仮に生じた場合には、「補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同

様の事態に進展することが認められ」大事故につながる、として、そのような不安定な手段に頼らざるを得なくなるという状況そのものを問題視しているのである。

このように、債務者の批判は、判決の一部だけをあげつらうだけのものがあり、全般的な外れというほかない。

#### (4) 「③人格権侵害に至る具体的経緯や機序が示されていない」に対する再反論

さらに、債務者は、大飯判決について、「いかなる欠陥に起因して、どのような機序で、人格権を侵害するような放射性物質の大量放出等に至るのかは具体的に示されていない」などと批判する。

しかし、これも判決の一部だけをあげつらう的外れな批判であり、債務者は判決をまともに読んでいないとしか考えられない。

大飯判決は、その前提事実として、福島原発事故を挙げ、「福島原発事故では、止めることには成功したが、冷やすことができなかつたために放射性物質が外部に放出されることになった」としている（甲10・43頁、16頁）。そうすると、大飯判決の論理構造からすれば、福島原発事故と同じように、冷やすことができなくなる危険性が万が一にもあり得るか、ということさえ検討すれば、そこから人格権侵害までの機序については、争いがなく、明らかにする必要のない事実なのである。

債務者は、「使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば被告のいう冠水状態が保てなくなる」とか（甲10・61頁）、「原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められてこそはじめて万全の措置をとられているとすることができる」とかいった部分（甲10・62頁）を引用して、何がいかなる原因で破損して、冷却水が失われるのか明らかにされていない、と主張する。

しかし、大飯判決は、福島原発事故で、使用済み核燃料における「破損等」について、「原子炉格納容器の一次冷却水の配管破断の場合と大きな違いはない」と述べているのであり、これが地震等による配管破断を具体的に想定していることは明らかである。

また、「外部からの不測の事態」についても、その前の部分で「建屋内の水素爆発に耐えて破断等による冷却水喪失に至らなかったこと、あるいは瓦礫がなだれ込むなどによって使用済み核燃料が大きな損傷を被ることがなかったことは誠に幸運と言うしかない」などと述べているのであり（甲10・62頁）、地震による計器配管類の複数同時故障や福島原発事故のような水素爆発などの具体的な事態を想定し、配管破断等を原因として冷却材が失われることを検討したことは明らかである。

そのうえで、そのような危険性に対して十分な安全対策、万全の措置を講じていない、という状態そのものが、安全からかけ離れており、人格権侵害の具体的危険である、と考えているのである。

このように、債務者の主張は、大飯判決を十分に理解してなされたものとは言い難く、的外れというほかない。

## 第5 結語

以上述べてきたとおり、債務者の主張は、あたかも福島原発事故などなかったかのような旧態依然とした非現実的・非常識なものであり、到底受け入れられるものではない。電力事業者がこのように福島原発事故などなかったかのような主張を行い、福島原発事故以前の時代錯誤的な判断枠組みによって本件仮処分の決定がされ、安全を顧みないまま原子力施設を稼働させれば、必ずや第二、第三の福島原発事故が起こる。

裁判所においては、是非とも福島原発事故の現状を直視し、過度に科学に捉われることなく、人権侵害防止という司法の基本的な視点に立って、川内原発

において、福島原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないかどうかという基準で本件原発の安全性を判断されることを強く求める。

以上